



平成27年3月3日

各 位

会 社 名 リケンテクノス株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 清水 浩
 (コード番号 4220 東証第1部)
 問 合 せ 先 取締役管理本部長兼総務部長
 入江 淳二
 (TEL. 03-3663-7991)

2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成27年3月3日開催の取締役会において、2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

国内外の経営環境が今まで以上のスピードと規模で変換する中、当社は、2013年4月より新3カ年中期経営計画をスタートさせ、「Dimensional Change～グローバル、さらなるスピードアップ～」という経営方針のもと、①コンパウンド事業の更なるグローバル展開、②フィルム事業の抜本的な立て直し、③ソリューション事業の事業化実現、④最適な営業推進体制の構築、⑤徹底した人材育成を主要課題と位置付け、真のグローバル展開をはかるための、更なる発展を目指しております。

この具体策として、海外子会社における設備投資、群馬工場における設備投資等の必要性を認識しており、この投資に充当するため、本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約3,980百万円については、以下の通り充当することを予定しています。

資金使途	予定金額	充當時期
リケンベトナムカンパニーリミテッド（ベトナム）設立に関連する投融資	1,060百万円	平成28年3月まで
リケンエラストマーズコーポレーション（米国）におけるコンパウンド生産ライン増設に充当するための投融資	1,150百万円	平成27年10月まで
群馬工場における合成樹脂加工設備の新設のための設備投資	810百万円	平成27年3月期
リケンファブロ株式会社の株式取得のために借入れた長期借入金の返済	960百万円	平成28年3月期

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

本新株予約権付社債は、当初、時価を上回る転換価額を設定することで、当面の一株当たり利益等の希薄化を抑制し、既存株主に配慮した設計としております。また、ゼロ・クーポンにて発行することで、将来の金利上昇に備える一方で、120%ソフトコール条項の設定により、株価の上昇時には転換を促進することにより自己資本の増強に資するものであることから、当社にとって最適な資金調達手段と考えております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社 債 の 名 称 リケンテクノス株式会社2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 本 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の100.0%
3. 本新株予約権と引換えに
払 い 込 む 金 銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 本新株予約権の割当日及び
本 社 債 の 払 込 期 日 （ 発 行 日 ） 2015年3月19日
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Mizuho International plc（以下「買取人」という。）の総額買取引受によるスイス連邦その他欧州を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは買取契約書（下記6(3)②に定義する。）の締結日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。
 - (2) 本新株予約権付社債の
募 集 価 格 （ 発 行 価 格 ） 本社債の額面金額の102.5%
6. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本新株予約権の目的
で あ る 株 式 の 種 類
及 び 数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2) 本新株予約権の総数 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、800個を発行する。
 - (3) 本新株予約権の行使に
際 して 出 資 さ れ る 財 産
の 内 容 及 び そ の 価 額
 - ① 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 - ② 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社、買取人及びその他の当事者との間で締結する社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書（以下「買取契約書」という。）の締結日における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
 - ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社の保有するものを除く。）の総数をいう。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{発行又は} \times \text{1株当たりの}}{\text{処分株式数}} \times \text{払込金額}}{\text{株式数} \times \text{時価}} \\ \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定限度を超える配当の支払い、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整されることがある。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間 2015年3月31日から2020年2月27日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。但し、(i) 下記7(4)②記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日（以下に定義する。）前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、(ii) 下記7(4)③記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. に引き渡された時まで、また(iii) 下記7(4)④記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年2月27日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記7(4)②(ハ)に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することができないものとする。上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京営業日（以下に定義する。）でない場合は翌東京営業日）が、株主確定日（以下に定義する。）の2東京営業日前の日（当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定日の3東京営業日前の日）（その日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定日の翌東京営業日）（その日を含む。）までの期間に該当する場合には、行使することができない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

「営業日」とは、ロンドン、ルクセンブルク及び東京において銀行が通常の営業を行っている日をいい、「東京営業日」とは、東京において銀行が通常の営業を行っている日をいう。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の行使請求受付場所
(新株予約権行使請求受付代理人)

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合において、本社債に基づく当社の義務が承継会社等（以下に定義する。）に承継される場合、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、下記(ロ)記載の条件で本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させることができるものとする。かかる交付がなされる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社がMizuho International plcに対して下記7(4)②(ハ)(iv)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債に係る当社の義務を承継する会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記6(3)③と同様の調整に服する。

(i) 合併行為（下記7(4)②(ハ)に定義する。）又は持株会社化行為（下記7(4)②(ハ)に定義する。）の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるよう

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

に、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される時は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記(i)の場合以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 本新株予約権と引換え 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

に金銭の払込みを要しないこととする理由

本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

7. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の総額 40億円
- (2) 各本社債の額面金額 500万円
- (3) 本社債の利率 本社債には利息を付さない。

(4) 償還の方法及び期限 ① 満期償還

2020年3月19日に、本社債の額面金額の100%の価額で償還する。

② 繰上償還

(イ) 120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、当社普通株式の終値が、20連続取引日（以下に定義する。）にわたり当該各取引日に有効な上記6(3)記載の転換価額の120%以上であった場合、当該20連続取引日の末日から15日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以下の事前の通知を行うことにより、2018年3月19日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(ロ) 税制変更による繰上償還

当社は、下記(7)①に基づき追加額支払の義務が発生したこと又は本社債に関する次回の支払に関し追加額支払の義務が発生しうることをMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.に了解させた場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以下の事前の通知を行うことにより、2015年3月20日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

下記の場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上事前の通知を行った上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該組織再編等の効力発生日より前の日とする。）において、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還する。但し、かかる償還は、当該組織再編等についての当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）による承認を条件とする。

(イ) 承継会社等による本新株予約権付社債の所持人に対する本

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付を伴わない
合併行為の提案が行われる場合

- (ii) 本社債に基づく当社の義務の承継会社等による承継を伴わない持株会社化行為の提案が行われる場合
- (iii) 承継会社等による本新株予約権付社債の所持人に対する本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付を伴わない組織再編等の提案が行われる場合
- (iv) 当社が、承継会社等の普通株式が、当該組織再編等の効力発生日において上場が達成されていること又は上場が維持されていることを当社がその時点で想定していない旨の当社代表取締役の署名した証明書を当該組織再編等の生じた日又はその前にMizuho International plcに対して交付した場合

上記償還に適用される償還金額は、上記6(3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の140%とする（但し、償還日が2020年2月28日から2020年3月18日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(3)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、合併行為、会社分割行為（以下に定義する。）、持株会社化行為及びその他の本社債に基づく当社の義務を承継会社等に承継させる組織再編行為をいう。

「合併行為」とは、当社が他の法人与新設合併し、又はこれに吸収合併される（当社が存続会社となる新設合併又は吸収合併を除く。）旨の決議が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

「会社分割行為」とは当社が新設分割又は吸収分割を行う（本社債に基づく当社の義務を当該分割の相手方に承継させる場合に限る。）旨の決議が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

「持株会社化行為」とは、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる旨の決議が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に)本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から14東京営業日目以降30東京営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の140%とする。但し、償還日が2020年2月28日から2020年3月18日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ヘ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(二)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から14東京営業日目以降30東京営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(二)記載の償還義務と上記(ハ)又は下記(ヘ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ヘ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ホ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の10%を下回った場合、当社は、2015年3月20日(その日を含む。)から2020年3月18日(その日を含む。)までの間、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以下の事前の通知を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ヘ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由が生じた日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14東京営業日目以降30東京営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の140%とする。但し、償還日が2020年2月28日から2020年3月18日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

(ト) 当社が上記(イ)乃至(ヘ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記(ハ)若しくは(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)、(ロ)若しくは(ホ)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

③ 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規制並びにその他適用法令及び規則に従い、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社又は当社の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のために Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. に引き渡すことができ、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. は、引き渡された本新株予約権付社債に係る本社債を直ちに消却するものとする。

④ 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. が残存する本社債の期限の利益喪失宣言の通知をした場合には、当社が当該通知を受領した後15日以内に当該事

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項所定のその他の措置をとらない限り、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、額面金額の100%の価額で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債については、無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできないものとする。

(6) 本社債の担保又は保証
(7) 特約

なし。

① 追加額の支払

本社債に関する支払につき、現在又は将来において日本国の又は日本国内の課税当局により租税公課を源泉徴収又は控除することが要求された場合には、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対する当該源泉徴収又は控除後の支払金額が当該控除を行わなかった場合の支払金額に等しくなるように追加額を支払う。

② 担保設定制限

当社は、本社債が残存する限り、現在又は将来の外債又は外債に対する保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために、当社の現在又は将来の資産又は収入に対して質権、抵当権その他の担保を付さない。但し、当該担保を同時に同等の比率をもって本新株予約権付社債にも付す場合又はMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が当該担保と同等以上であると認める他の担保若しくは保証若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債に付す場合は、この限りでない。上記の「外債」とは、当社又は第三者の発行する償還期間が1年を超える日本法上の社債のうち、(イ)日本円以外の通貨建のもの又は円貨建でその元本総額の過半が当社若しくは当該第三者により若しくは当社若しくは当該第三者の承諾を得て当初日本国外で募集若しくは販売されるものであって、かつ(ロ)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が立ち、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(8) 本社債の償還金支払場所
(支払代理人)

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

8. 上場 該当事項なし。
9. 安定操作取引 該当事項なし。
10. 取得格付 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。
11. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役及び代理人が決定する他、買取契約書に定めるところによる。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

新株予約権付社債の発行による手取金約 3,980 百万円については、以下の通り充当することを予定しています。

資金使途	予定金額	充当時期
リケンベトナムカンパニーリミテッド（ベトナム）設立に関連する投融資	1,060百万円	平成28年3月まで
リケンエラストマーズコーポレーション（米国）におけるコンパウンド生産ライン増設に充当するための投融資	1,150百万円	平成27年10月まで
群馬工場における合成樹脂加工設備の新設のための設備投資	810百万円	平成27年3月期
リケンファブロ株式会社の株式取得のために借入れた長期借入金の返済	960百万円	平成28年3月期

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案して、株主への利益配分と内部留保額を決定しております。利益配分につきましては、中間期末日（9月末日）及び期末日（3月末日）の年2回を基準日として、金銭により実施することを基本としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき市場の金利動向、利益水準及び財務状況を総合的に勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、高成長が見込める高付加価値新製品の研究開発、既存事業の再構築、海外事業の拡充、環境対策等に投資するとともに、企業体質の強化に向け有効に活用しております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	32.32円	22.38円	32.17円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	9.00円 (4.00円)	9.00円 (4.00円)	9.00円 (4.00円)
実績連結配当性向	27.8%	40.2%	28.0%
自己資本連結当期純利益率	6.2%	4.1%	5.5%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

連結純資産配当率	1.7%	1.6%	1.5%
----------	------	------	------

- (注)1. 1株当たり連結当期純利益は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
 3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値であります。
 4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した金額であります。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による自己株式の処分

払込期日	処分株式数	処分価額	処分価額の総額	摘要
平成24年3月14日	591,000株	1株につき239円	141,249,000円	(注)

(注) E S O P (従業員持株会処分型プラン) 導入における自己株式の処分であります。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	255円	275円	253円	586円
高 値	311円	275円	691円	602円
安 値	202円	195円	242円	416円
終 値	275円	253円	586円	452円
株価収益率(連結)	8.5倍	11.3倍	18.2倍	—

- (注)1. 平成27年3月期の株価については、平成27年3月2日現在で表示しています。
 2. 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
 3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成27年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する本新株予約権付社債に関する買取契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、買取人を代表する Mizuho International plc の事前の書面による同意なく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券若しくは当社普通株式を受領する権利を表章する証券の発行等、又は株式等の全部若しくは一部を直接若しくは間接に移転するデリバティブ取引等の締結(但し、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、株式分割による当社普通株式の発行、その他適用法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。